

平成15年(ネ)第63号 熊谷組株主代表訴訟控訴事件

第一審原告 柚岡一禎

第一審被告 熊谷太一郎 外2名

最終準備書面

2005(平成17)年3月22日

名古屋高等裁判所金沢支部

民事第1部A係 御中

第一審原告訴訟代理人

弁護士(代表) 松 丸 正

目次

第1章 熊谷組の政治献金	3
第1 熊谷組の自民党(国民政治協会)への政治献金	3
1 日建連という業界団体から要請を受けて献金したと一審被告が説明している献金	3
2 熊谷組が直接国民政治協会から要請を受けて献金したと一審被告が説明している 献金	4
第2 熊谷組の献金理由とそれへの反論	5
1 従前の主張	5
2 新主張	5
3 松本被告本人の控訴審における説明	6
4 以上の献金理由だけでは訴外会社の献金を正当化できない	7

第2章	日建連統一献金は通常の企業献金と異なる	11
第1	日建連の自民党へのゼネコン業界要求と本件日建連統一献金	11
1	日建連加盟企業が統一的にする献金である	11
2	日建連は自民党に自らのゼネコン業界の要求をしている	12
第2	本件日建連統一献金は日建連の業界の要求を実現するためあるいは実現してもらったことへの対価あるいは今後とも日建連の要求に対して特別の配慮を要請するの献金でありこのような献金は著しく社会的に相当でなく公序良俗に違反する	22
1	法案に対し反対、修正するため政権政党へ献金することは、著しく社会的に相当でなく公序良俗に違反することは明らかである	22
2	公共事業費の増加、大型補正予算、請負契約の印紙税の免除等の業界の要求を実現するためあるいは要求を実現してもらった対価としてまたは今後とも特別の配慮をお願いして政治献金を与党に交付することも同様である	24
3	特に政権政党に対する業界ぐるみの巨額の政治献金は政権与党である自民党的政策を左右しひいては政府の政策を左右する危険性がある	24
4	本件日建連統一献金は公序良俗に反する	25
第3章	本件日建連統一献金についての取締役の善管注意義務違反	26
第1	政権政党への巨額の政治献金の弊害	26
1	政治献金には一般的に次のような特質がある	26
2	政党への政治献金は必ず弊害がある	26
3	与党への巨額の政治献金は政府の政策を左右する危険性、弊害がある	27
第2	八幡政治献金事件、経営判断原則における政治献金の注意義務論の限界	29
1	最高裁判決は政治献金の取締役の注意義務の限界	29
2	経営判断原則論の誤りと限界	30
第3	以上の事実から政権政党への巨額の政治献金にあたっての取締役の注意義務の内容は次のとおりである	31
1	会社の取締役は政権政党等への政治献金をするに際して政治資金規正法等法令の範囲内であれば取締役が何らかの「有用性」があると判断すれば自由になし得るわけではない	31

2 国と請負関係に立つ会社の取締役が政権政党への政治献金を行うか否かの審査基 準	32
3 一審被告らの審査の実態と善管注意義務違反	33
第4 取締役の善管注意義務違反（仮定的主張）	36
1 経営判断の原則	36
2 経営判断原則からの逸脱	38
第4章 本件熊谷組固有政治献金の取締役の善管注意義務違反	41
第1 政治献金のずさんな支出は取締役の善管注意義務に違反する	41
1 政治献金は抑制的でなければならない	41
2 国の公共工事を継続的に受注するという特別な関係に立っているので政治献金に ついてはなお抑制的でなければならない	41
3 会社が国民政治協会から寄附要請を受けた場合の注意義務	41
第2 一審被告の審査の実態と義務違反の事実	42
1 審査の実態	42
2 ずさんな支出であり善管注意義務に違反する	44
第3 経営判断原則からの逸脱でもある	44
第5章 結論	46

記

第1章 熊谷組の政治献金

第1 熊谷組の自民党（国民政治協会）への政治献金

1(1) 日建連という業界団体から要請を受けて献金したと一審被告が説明してい
る献金（以下、「本件日建連統一献金」という。）

- ① 1996年（平成8年） 1月22日 2,758,000円
- ② " 5月29日 11,760,000円
- ③ " 5月30日 7,056,000円
- ④ 1997年（平成9年） 2月13日 11,670,000円

- ⑤〃 2月14日 7,002,000円
⑥1998年(平成10年) 3月30日 18,672,000円
⑦1999年(平成11年) 9月13日 16,277,000円
⑧2000年(平成12年) 4月20日 12,090,000円

上記①の献金は、一審被告の平成15年11月17日付準備書面において、「700万円以下であるが日建連から要請があった献金」としている。

しかし、一審原告の調査によると、この時期に日建連加盟企業は統一的に寄附をしていない。2,758,000円の金額の寄附をしているのは、3月28日の㈱青木建設、2月1日の鹿島建設の3社だけである。3社だけがほぼ同じ時期に統一的に同額を寄附しているところを見ると、何か特別の理由があつたと思われるが被告はそれを説明しない。なお、この金は、後に述べる自民党の国会議員らに対する迂回献金の疑いが濃厚である。

上記⑤の献金は、従来、1997年(平成9年)9月14日としていた。しかし、国民政治協会の収支報告書(甲49号証4枚目)によると、同年2月14日となっているので訂正する。

(2) 以上の日建連が統一的に金額を決めて加盟企業が一斉に自民党に政治献金をしている献金は、日建連という業界の要求を実現するため、あるいは実現してもらったことへの対価、あるいは日建連の要求について今後とも特別の配慮をお願いしたいという趣旨の献金である。政府の政策を金で買収あるいは左右することを目的とした献金である。このような献金は著しく社会的に相当でなく、公序良俗に反する。

2 熊谷組が直接国民政治協会から要請を受けて献金したと一審被告が説明している献金(以下、これを「本件熊谷組固有献金」という。)

- (1) ① 1996年(平成8年) 3月14日 1,000,000円
②〃 5月10日 600,000円
③〃 9月13日 5,000,000円
④ 1997年(平成9年) 2月10日 3,000,000円
⑤ 1998年(平成10年) 3月19日 2,000,000円

⑥	1999年(平成11年)	4月 8日	24,000円
⑦	"	12月29日	24,000円
⑧	2000年(平成12年)	4月27日	200,000円

(2) 一審被告は、以上の献金は国民政治協会から要請があったので献金したと説明している。しかし、国民政治協会が上記の献金を特別に熊谷組1社にだけ、または数社にだけ要請することはあり得ない。熊谷組が自民党のある特定の国会議員に向けたいわゆる迂回献金ではないかと思われる。このような趣旨の献金も政治資金規正法を脱法する献金である疑いが濃厚であるから社会的に相当でなく、公序良俗に反する。

なお、上記①2,758,000円もこの範疇に入れるべき献金である。

第2 熊谷組の献金理由とそれへの反論

1 従前の主張

熊谷組の本件日建連統一献金ならびに熊谷組固有献金についての献金理由は、次のとおりであった。

『訴外会社が本件政治資金の寄附を行った主たる理由は、自由主義経済体制が維持・発展することにより、わが国社会・経済が安定することが、訴外会社の経営基盤の安定と発展につながり、株主全体の利益に資するということにある。』『自由主義経済体制の維持・発展とわが国経済の回復・発展に資する政策の策定及び実施について、自由民主党が最も実績と能力があると判断して、その政治活動を助成するため、同党の政治資金団体である国民政治協会に本件政治資金の寄附を行った』

と述べている。

2 新主張

本件日建連統一献金については、訴外会社の業界内における信用と地位の維持にあると新主張を追加した。

『日建連を通じた本件政治資金の寄付要請に応じて、十日会のガイドラインに沿った分担額の寄附を行うことが、業界内における訴外会社の信用と地位を保持

するために必要であり、長期的、間接的には会社の受注機会の維持拡大に寄与すると判断したのである。』

仮に日建連を通じた寄付要請を拒絶した場合の悪影響については、

『訴外会社がこれらの寄附要請を拒絶したり、分担額の軽減を求めた場合には、日建連におけるグループのランク下げにつながることはもとより、寄附要請に応ずることができなかつたという情報が、即刻業界内部に知れ渡り、激しい受注競争の中で、競業他社によって様々な形で訴外会社の信用に関わるネガティブ情報として使われるおそれがあつた。』

3 松本被告本人の控訴審における説明

国民政治協会に献金を行ってきたわけですが、その理由を一言で言えばどういうことになりますか。

「自由経済主義の維持発展、これによって熊谷組の経営基盤も安定するというように考えておりました。」

1審の裁判所は、自由主義経済体制の維持発展というだけでは、今日の我が国的主要な政党は皆同じ経済体制を標榜しているわけだから、自民党に対する献金の理由としては合理的じゃないじゃないかというふうに言っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

「私の意味するところは、政党がそれを標榜しているということだけでなく、やはり政権政党として戦後経済復興をさせてきたその実績、また経済政策の立案能力、そしてその実行力に注目して支援してきた次第であります。」

(松本良夫調書 17 頁)

特に公共工事の受注がしやすくなるから献金しているんだというようなことじゃございませんね。

「全くそういうことではありません。」

建設業界内外の地位と信用の維持のためにも、日建連経由の分担には応じた方がいいということで考えていたということですが、そのとおりですか。

「はい、そのとおりです。」

じゃ、ことしはちょっと業績悪いからということで、会社が献金を断るということになりますと、どういった悪影響が考えられるんでしょうか。

「債務免除も受けておらず、これだけの業績を上げている会社が業界団体での目安として与えられた政治献金について果たすこと、2000万円程度の献金を果たすことができないということは、財務的にも大きな問題のある会社じゃないかということで、お客様への信用、また納入業者、下請業者の支払い等、大変な不安を起こすと考えました。」

当時建設業界の受注競争というのは相当厳しいものがあったんでしょうか。

「はい。一つでもネガティブ情報が広まりますと、それを企業間の競争の中で、ネガティブ情報として風評等を広げるというような企業も多くありました。」

(同調書 21 ~ 22 頁)

4 以上の献金理由だけでは訴外会社の献金を正当化できない

- (1) 従前の自由主義経済体制の維持、発展のための自民党への献金については、原審から主張しているので省略する。
- (2) 本件日建連統一献金の理由が、業界内の信用の確保という献金の「有用性」(新主張)については、政治献金をするとその信用が維持され、献金しないと信用を喪失することの間には客観的な因果関係が認められない。献金の「有用性」を客観的、合理的に証明する事実は存在しないからである。単に、献金を拒否すれば業界内での信用が維持できないという不安を持っているにすぎないのである。
- (3) 一審原告代理人の反対尋問を見れば明らかである。

これは結局のところ建設業界という業界では、自民党からの献金要請を断ると、受注機会が減少するという、そう考えたわけですか。

「受注とは、直接結びついておりません。」

建設業界の中で収益を上げようと思ったら、自民党に献金しないといけないんですか。

「そんなことはありません。」

献金することに何の有用性もないことを認めている。

いや、ただこれ「評判が損なわれて、受注機会を失うことが懸念されました。」とはっきり書いているし、先ほどもそうおっしゃったでしょう。

「はい、業界団体でたくさんの恩恵を企業として受けております。そのかわり業界団体としてのやはり役割分担があります。その役割分担を、先ほども申し上げましたように、売り上げ受注等全く問題ない会社がそれを断ることは、建設会社としての地位、信用に大きな傷がつきます。そういうことで言っています。」

何回も聞いたからいいんですけども、要するに献金要請断ったら受注機会が減ると、そう考えたんでしょう。その間何かいろんな理屈あるんだけれども。

「受注機会が減るという直接的な結びつきはありません。」

献金しなかったことの損失についても直接的な結びつきがなく、何の証拠もないことを認めている。

信用云々という話をされていましたけれども、建設業界の中での信用が決まる要素というのはどういうふうに考えていますか。何で信用が決まるんですか。

「やっぱり技術、経営、またいろいろな共同作業があります。共同作業できっちり役割分担をすることが重要であります。」

その審査対象の中身は、経営規模や経営状況という客観的事項と、あと工事成績、安全成績という主観的事項によって今の資格は決められるんですね。

「はい。」

それらの事項が点数化されて、建設業者のランクづけがなされているというのが実態ですね。

「はい。」

要するに今の受注資格審査で何でそんなことするのかというと、またそれでランクづけがなぜなされているのかというと、要するに建設業者の施工能力に応じた発注、それとあと良質の工事の施工、それと工事の適正な配分という、そういう目的のためにランクづけされているんでしたね。

「はい。」

先ほど日建連の中でのグループ分けという話をされていましたけれども、そのグ

ループ分けの基準も今の話で、結局施工能力云々、その辺で決まるんじゃないですか。

「必ずしもそれはリンクしておりません。結果的にはそういうようになっておりますけれど、経審の点でランクづけが決まるということでは全くありません。」

業界内での信用が決まる基準として、一番大きいのは何だとお考えなんですか。

「日建連の場合は詳細はわかりませんが、やはり売上高、それ以外の資本金とか、またその他のいろいろな条件を加味して決めておるんじゃないかなと思います。」

以上のとおり、業界内の信用は、献金するかどうかと何の関係もないことを認めている。

また、次のとおり、献金をしなくても業界内での不利益を受けるという不安について客観的な証拠がないことも認めている。

自民党に対する献金の金額の多寡でグループ分けが決まったりするんですか。

「しません。」

ところで、今までに自民党や国民政治協会から献金要請があったときに、熊谷組が断ったことはあるんですか。

「ありません。」

今までに献金を断ったという理由で、日建連の中での主要ポストから外されたということがあるんですか。

「献金を断った会社は、債務免除を受けていない限り、また会社更生法等、法的清算された会社以外、そういう断ったことはありませんので、仮定の話は答えれません。」

だから、外された企業はないんでしょう、要するに。

「はい。」

献金を断ったという理由で、業界団体の主要ポストから外された企業があるのかないのか。

「献金を断った企業はありませんから、その前提条件でどうだこうだということは答えれません。」

じゃ、献金額が多いからといって主要ポストについた企業はあるんですか。

「献金額とは結びついておりません。」

ちなみに、献金要請断ったら、日建連の中で何らかの制裁を受けるというのはあるんですか。

「そういうことをした会社はありませんので、わかりませんが、直接は結びついておりませんが、献金を払える力を持っているのに、払わないということは、業界内では大変信用失墜…。」

ただ、問題はそういう実際献金断った企業もないのに、なぜ断ったら信用が低下するなんて、そういう判断ができるんですか。

「やはりその2000万円、例えば1200万円も払えない会社ということで、これは大変ネガティブ情報になります。例えばその話が発注者に伝われば、1200万円が払えない会社に仕事を継続させれるか。また、納入業者からいえば…。」

なぜそういう考えになったかということについての客観的な事実というのはないんですね。

「ええ、ありません。ありませんけれど、私が社長時代、非常に厳しい受注競争の中で、それは強く感じました。」

それを強く感じたというのがよくわからないんですけど、要するに客観的に献金断ったからこういう目に遭ったというような、そういう歴史的事実はないと、そういうことでよろしいです。

「はい。」

(同調書45~48頁)

以上のとおり、献金を拒否しても、直接熊谷組の信用とは関係がないことを認めている。

なお、このような不安（＝主観的、かつあいまいなもの）だけでは、本件日建連統一献金を合理化する理由とはなり得ない。2000万円も払えない会社であるとのネガティブ情報になるという上記証言は、問題をすり替えている。会社の財務上「2000万円を支払えない会社」というならそのとおりであるが、「2000万円を支払わない会社」となれば別の問題である。十日会の献

金はガイドラインであり、払うかどうかは任意であると松本人は再三強調している。寄附するかどうかが任意であると十日会で確認しているのに、それを払わないからといってネガティブ情報にされるというのは何ら根拠のないことである。

(4) なお、本件熊谷組固有献金については上記新主張と無関係である。自由主義体制の維持、発展について、自由民主党が実績と能力があるからということに尽きる。

しかし、この目的も主観的かつあいまいなものであり、この目的さえあれば法の枠内で自由に献金することになり、この理由だけで本件熊谷組固有献金を正当化できない。

第2章 日建連統一献金は他の業界の企業献金と異なる

第1 日建連の自民党へのゼネコン業界要求と本件日建連統一献金

1 日建連加盟企業が統一的にする献金である。

(1) 日建連加盟企業が1996年（平成8年）から2000年（平成12年）までの間に国民政治協会を通じて自民党に一斉に献金した金額の合計は、原告に調査によってもほぼ以下のとおりである（甲57号証の1～4）（甲66号証の1～2）。

1996年（平成8年）	462,576,000円
1997年（平成9年）	448,704,000円
1998年（平成10年）	459,936,000円
1999年（平成11年）	345,507,000円
2000年（平成12年）	256,860,000円

（原告が国民政治協会の収支報告書を調査したものだけで以上のとおりであり、実質はこれよりもっと多いと思われる。）

(2) 日建連加盟企業が各グループごとに、日建連で分担した金額をほぼ同時期に献金していることから、日建連が何らかの意図をもって加盟企業に献金させた金であると認められる。

1996年（平成8年）5月29日、同年5月30日に、各グループごとに日建連が分担した金額を一斉に献金している（甲40号証の1）。

1997年（平成9年）2月13日、同年2月14日も同様に献金をしている（甲49号証）（甲66号証の1～2）。

同一団体に献金するのに、2口に、しかも2日間に分けて加盟企業がグループ別に一斉に献金をしていることからも、日建連の「統一的意思」の存在を裏付けする。

何故、2日間に2口に分けて国民政治協会に献金するのか、一審被告は一切説明しない。同一団体に2日間に2口に分けて献金する経済的合理性はない。おそらくどちらかの金は自民党建設族に迂回献金するための金でなかったと思われる。そうでないなら一審被告は説明すべきであるのに何ら説明しない。その2口の献金は、1998年（平成10年）からは無くなっているのであるからなお不思議である。

1998年、1999年、2000年は2口に分けていないが、日建連がグループごとに分担した金額をほぼ同じ時期に献金していることからも、日建連の「統一的意思」を示している。

(3) 日建連が以上のごとく統一的意思をもって献金しているのは、次に述べるおり、その要求を実現させるため、または実現してもらったことへの対価、あるいは今後とも日建連の要求に対して特別の配慮を求める趣旨の献金であると思われる。

一審被告は日建連から熊谷組に要請があったから献金に応じたという説明をするだけで、何故、日建連加盟企業が統一的に自民党に献金をするのか、その目的を一切説明しない。説明すると、自民党=政府の政策を金で買収あるいは左右するための献金であることが判明するから説明できないだけである。

2 日建連は自民党に自らのゼネコン業界の要求をしている。

(1) 日建連は本件政治献金以前もゼネコン業界の固有の要求をしている。

ちなみに、新聞記事等で検索して判明した日建連の自民党への要求を見ると次のとおりであった（実際はもっと多い要求をしていると思われる）。

- ① 1976年10月20日、日建連は自民党に、「公共事業追加発注のための補正予算を組むよう要請」した（甲45号証の1）。
- ② 1983年9月5日、日建連は自民党の二階堂幹事長ら幹部に、「今年度下半期の公共事業に総額2兆54億円以上の追加措置をとるよう要請」した（甲45号証の2）。
- ③ 1986年12月12日、日建連は竹下自民党幹事長等党三役、中村党建設部会長らに、「62年度予算編成に向け建設国債の増発などによる公共事業費の増額」を申し入れた（甲45号証の3）。
- ④ 1988年7月、日建連は、「公共工事の拡大を柱とする要望」を自民党に申し入れた（甲45号証の4）。
- ⑤ 1991年6月20日、自民党との懇談会で、「430兆円公共事業の完全達成」「公共事業拡大」等を要請することを決定した（甲45号証の5）。
- ⑥ 1991年6月25日、自民党との懇談会で、「来年度公共事業の積極的な拡大」を要求し、自民党から「来年度予算概算要求にむけて業界の要望に添った公共事業の拡大確保に努力する決定が表明」された（甲45号証の6）。
- ⑦ 1991年11月27日、自民党の綿貫幹事長ら党三役に対し、「来年度の予算編成において公共事業予算の大幅増額」等を要求している（甲45号証の7）。
- ⑧ 1992年5月13日、日建連等は自民党组织委員会に対し、「予算に関し下期における大型補正の編成が必要」と要求する（甲45号証の9）。
- ⑨ 1992年11月24日、日建連等が自民党の綿貫幹事長等に対し、「5年度公共事業費について本年度を上回る規模の確保と補正予算の早期成立」を要求し、自民党側は要望事項に積極的に取り組んでいくことを約束した（甲45号証の10）。
- ⑩ 1993年6月2日、日建連等は自民党本部役員と懇談し、「補正予算の早期成立や来年度予算の拡大」を要求した。自民党の建設部会長は、「8月の概算要求に向け・・・公共事業費の拡大、確保に全力を上げる」と確約した（甲45号証の11）。

⑪ 1994年8月4日、日建連等は自民党の建設族議員に対し、「7年度の公共事業予算の拡大」「公共投資基本計画の見直し」「土地保有税の見直し」「ダンピング受注の防止の確立」等を要求した。これに対し自民党側からは、「公共投資基本計画の見直しで来年度以降6.3%の伸びを確保していくと全体で570兆円に達する」ことを含め予算の要求に対応する旨回答している（甲45号証の12）。

⑫ 1995年6月27日、日建連は、「公共投資等に関する緊急提言」（公共事業費の早期執行、第2次補正予算の早期編成及び公共事業予算の積極的拡大）等を発表し、6月28日、自民党にも要求（甲45号証の13）。

⑬ 1995年11月17日、日建連等は自民党本部の野田実建設部会長に対し、「今年度予算の早期執行と来年度予算の拡大」等を要求し、自民党側は予算の要求に対し全力を尽くす考えを示した。森建設大臣も「予算などの趣旨はこれまでの意見交換を通じて十分にわかっており、要望の期待に添うよう努力していきたい」と答弁した（甲45号証の14）。

(2) 本件政治献金時（1996年から2001年）の日建連の自民党への要求

① 1996年5月30日、31日の両日に、ほぼ4億6千万円余を日建連加盟企業は統一的に自民党（国民政治協会）に献金をした。

② 1996年（平成8年）7月9日、日建連は自民党に対し、

- 1997年概算要求基準（シーリング）の設定にあたって、投資的経費を抑制することなく必要な公共事業費を確保する。
- 1996年下期における大幅な公共事業費の追加、補正予算の編成
- 建設請負契約における印紙税の廃止

等を要求した（甲46号証の1、2）。

③ 1996年8月2日、自民党のゼネコン業界との協議機関である国土、建設関係団体協議会の設立段階においても、上記要望を改めて要求した（甲46号証の3）。

④ 1996年9月20日の日建連常任理事会で、工事請負契約書における印紙税の廃止等を重点要求として追及することを決定した（甲46号証の5）。

- ⑤ 1996年10月21日、前田会長は強力な経済対策の実行を第一に掲げ、「当面の景気でこ入れ策として補正予算による公共工事の追加」を要望した（甲46号証の6）。
- ⑥ 1996年12月13日、96年度補正予算の骨格が明らかとなり、12月20日、総額3兆7千億円の公共事業費の上積みが中心となった補正予算が閣議決定された（甲46号証の9、11）。
- ⑦ 1996年12月、自民党の税制改正大綱がまとまり、日建連からの「工事請負契約書に係る印紙税」の見直しについて特例措置を提言した（甲46号証の8）。これに対し日建連の前田又兵衛会長は、「印紙税の見直しは建設業界の長年の懸案。我々の要望が理解された。」と述べた（甲46号証の10）。
- ⑧ 1997年2月13日、2月14日、日建連加盟企業が国民政治協会を通じて自民党へ約4億5千万円余の統一献金を実施。
- ⑨ 1997年5月30日、自民党の加藤紘一幹事長に対し、建設業を取り巻く厳しい情勢を説明し、財政再建にあたっては単に歳出の抑制だけでなく歳入増加等が必要として公共工事の増大を要求した（甲46号証の12）。
- これに対し自民党の幹事長は、「公共事業についても一定程度の見直し、検討が必要」と建設業界に理解ある答弁をして、その後自民党の建設族議員と「財政構造改革に関する要望に伴う懇談会」を開き協力を要請した（甲46号証の12）。
- ⑩ 1997年7月31日、自民党の建設族議員と懇談し、新道路整備5ヵ年計画の投資規模の拡大（公共工事額の増大）、98年度公共事業予算編成における事業量確保=ゼロ国債の計上を要求した（甲46号証の13、14）。
- ⑪ 1997年10月20日、自民党の経済対策において97年度補正予算で日建連等からの要求のある「ゼロ国債」方式を活用し、来年度予定の公共事業の一部を今年度内に先取りして発注、契約する方針を固めた。なお、大蔵省は前倒しの規模については96年度の1兆円より数千億円減らしたい方向であるが、自民党は前年同様1兆円の補正予算を要求している（甲46号証

の 17)。

⑫ 1998年1月13日、自民党の建設族議員と懇談し、1997年度補正予算と98年度予算の早期成立、早期執行（甲46号証の20）、及び「ゼロ国債の活用」等を要求し、これに積極的に対応する（甲46号証の19）。また「特に資金繰り対策」前払金の増額、中間前払制度の導入、部分払いの撤廃等を求めた（甲46号証の20、21）。

自民党の建設族議員は「1兆5千億円規模のゼロ国債を1997年度中に政府に求めていく」「前払金制度の改善についても発注機関が可能な限り応じるように求めていく」等として日建連の要求に対応した（甲46号証の23）。

⑬ 1998年1月30日、建設、運輸、農林、水産、自治等の7省庁の担当者が自民党本部に呼ばれ、上記井上原案を示し、日建連等の要求を呑むよう要求した（甲46号証の24）。

自民党、建設省が出した経営改善対策について、日建連が「資金繰りや経営の健全化に対し、効果的な対策が出されていると評価」した（甲46号証の25）。

⑭ 1998年3月23日、「公共事業は経済への波及効果はある」として、3月20日に98年度予算案が衆議院を通過したのを受けて、「すみやかに大規模な補正予算を編成して公共事業の大幅な追加を行うこと」を自民党三役等に要求（甲46号証の28）。

⑮ 1998年3月30日、日建連加盟企業が自民党（国民政治協会）に統一的に約4億6千万円の一斉献金を行った。

⑯ 1998年4月、自民党に98年度補正予算の早期成立、真水を10兆円以上とし、公共事業費をできる限り確保するよう要求した（甲46号証の30）。

⑰ 1998年5月、大蔵省が98年度補正予算を過去最大となる6兆円規模とする方針を決定した（甲46号証の31）。5月11日に大型補正予算が閣議決定され、合計16兆円を超す大型補正予算が成立した（甲46号証の3

2)。

- ⑯ 1998年9月21日、日建連等はPFI法案の成立をにらみ業界団体として初めてのPFI推進税制の創設を自民党等に要求（甲46号証の36）。
- ⑰ 1998年10月23日、緊急経済対策として10兆円を大幅に上回る真水を確保し、第三次補正予算の早期編成要求をとりまとめ要求（甲46号証の38、39）。

上記の『緊急経済対策に関する要望』は、甲18号証3頁から6頁の要求であると思われる（甲18号証の年月日は1998年11月14日となっているが、上記新聞記事では1998年10月22日自民党に要望したとあり、甲18号証の日付の間違いであると思われる）。これを見ると大手ゼネコンの要求は露骨である。

- ・ 大規模な財政出動が欠かせず、10兆円を大幅に上回る真水を確保する。
- ・ 早急に第3次補正予算を編成する。
- ・ 平成11年度当初予算における公共事業費は10年度補正後予算を上回る額を確保する。
- ・ 土地の流動化を促進するため、不動産取得税、登録免許税、印紙税等、土地の流通に係る諸税を一定期間凍結する。
- ・ 補正予算等で推進する公共事業については、
 - イ 都市計画道路の整備促進（環状2号線等）
 - ロ 東京3環状道路の整備（圏央道、外環道、中央環状道）
 - ハ 東海環状自動車道の整備
 - ニ 常磐新線の整備促進
 - ホ 第2東名神と高規格幹線道路網の整備、高速道路の4車線化
 - ヘ 整備新幹線3線4区間の早期完成、新規着工3区間の整備促進
 - ト 国際港湾の大水深化及びコンテナターミナルの整備
 - チ 国際ハブ空港等の整備（関西国際空港2期、中部国際空港、東京国際空港）
 - リ 廃棄物海域処分場計画の推進（東京港新海面処分場、大阪湾フェ

ニックス計画等)

ヌ 国公立大学の移転・施設の充実（例・臨海副都心等への移転）

これを受け自民党もそれに応えた（甲46号証の40）。

⑩ 1999年（平成11年）1月21日、経営審査事項に関する要望書を政府、自民党に提出した（甲18号証2枚目）。

⑪ 1999年（平成11年）9月13日、日建連加盟企業が一斉に自民党（国民政治協会）へ約3億4千万円余の献金をした。

⑫ 1999年10月20日、「当面の経済運営等に関する要望」（甲18号証1頁～2頁）をした。

• 10兆円を大きく上回る第2次補正予算の早期編成

景気回復の正念場にある現在、切れ目のない財政出動が必要であり、公共投資を中心に事業10兆円を大きく上回る第2次補正予算を早期に編成し、成立させられたい。その際、民需への波及効果の大きい高速道路、新幹線、空港等の物流・交通システムや安全性の高い都市生活のための基盤整備等に重点配分されたい。

• 景気浮揚を最重視した平成12年度予算の編成

冷え切っている経営マインドを温めて民需の回復を促すには、先行きに明るい見通しを与えることが必要であり、平成12年度予算の編成にあたっては、引き続き景気浮揚を最重視して11年度以上の事業費を確保されたい。

• PFI事業推進税制の実施

⑬ 1999年11月17日、自民党のPFI推進調査会は日建連からヒアリングを行った。その中で、PFIに関する業界要求を求めた（甲46号証の46）。

⑭ 2000年3月17日、2000年度予算が公共事業費関係費9兆4千億円と景気対策を優先した内容で可決され、当時の宮澤喜一蔵相は、「今年の秋は大きな補正予算を組まない」等と述べた（甲46号証の48）。

⑮ 2000年4月中頃から4月末にかけて、日建連加盟企業が自民党（国民

政治協会）に対し、総額約2億5千万円余を献金した。

㉙ 2000年9月20日、日建連は、「請負契約書に関する印紙税の廃止」「販売用不動産の強制評価減に関する評価損の全額損金算入」「PFI事業に関わる登録免許税や事業用不動産の取得税、都市計画税等の非課税」等の業界要求を自民党等に提出した（甲46号証の51）。

(3) 2003年以降の日建連の要求も以上の(2)の要求と同様に業界固有の要求をしている。

① 2003年5月、日建連は自民党三役、国土交通省に対し、「公共事業の上半期大幅前倒し」「大型補正予算の編成」等を要求した（甲47号証の1）。

② 2003年12月、日建連らは、「2004年度予算編成にあたり、公共事業に重点配分すること」「2003年度大型補正予算の編成」を自民党等に要求した（甲47号証の2）。

③ 2004年5月、日建連は与党である自民党、公明党に対し、社会資本整備に関して従来の抑制的基調をやめ、「安定的確保基調（=予算の拡大）」を要求した（甲47号証の3、甲47号証の6）。

④ 2004年9月、「PFI事業に関して建設業界特有の要望」を自民党等に要求した（甲47号証の5）。

(4) 以上日の日建連の要求と日建連加盟企業の統一的献金を考察すると、次のとおりであったと思われる。

① 日建連の1996年（平成8年）の自民党への主な要求は、公共工事の追加、大型補正予算の要求と請負契約における印紙税の廃止等であった。

日建連が1996年（平成8年）5月29日と5月30日に一斉に自民党（国民政治協会）に献金しているのは、1996年6月段階は秋からの補正予算、通常予算の概要の骨子が作られる時期である。この時期に日建連は一糸乱れず必要な献金を自民党（及び建設族議員）に対して献金するという威力を示し、要求の実現を図っていると思われる。仮にこのような上記具体的な要求に対する献金ではなくとも、日建連という固有の業界要求に対し今後とも特別の配慮をお願いするための献金であったと思われる。

② 日建連の1997年（平成9年）の自民党への要求は、前年の請負契約の印紙税の免除ならびに公共工事増大の要求等であった。

1997年（平成9年）は2月13日、2月14日の両日にわたって一斉に献金をしている。これは前年12月の補正予算の成立に対するお礼と、1997年（平成9年）予算の早期成立等への要望であったと思われる。仮にこのような上記具体的な要求に対する献金ではなくとも、日建連という固有の業界要求に対し今後とも特別の配慮をお願いするための献金であったと思われる。

③ 日建連は、1998年（平成10年）も自民党に対し、予算の早期執行、ゼロ国債等の要求をしている。とりわけ、1998年（平成10年）秋の大型補正予算要求やPFI法案等については執拗に自民党に働きかけている。

1998年3月の日建連の一斉献金は、このような要求を実現するための献金であったと思われる。仮にこのような具体的要求の実現のための一斉献金でなくとも、日建連の自民党への要求、要望に対して特別の便宜を図つてもらうための献金であったと思われる。

④ 日建連は、1999年（平成11年）も自民党に対し、国費で5兆円、事業費ベースで10兆円の補正予算が必要等と前年同様の要求を出している。また、1999年11月には、自民党のPFI推進調査会に対し要求している。

1999年（平成11年）9月13日の一斉献金はこれらの大幅補正予算やPFIに関する要求の実現を目指しての献金であったと思われる。仮にこのような上記具体的な要求に対する献金ではなくとも、日建連という固有の業界要求に対し今後とも特別の配慮をお願いするための献金であると思われる。

⑤ 2000年（平成12年）、日建連は公共事業費の要望を直接自民党本部に訴えるのを止め、経団連経由とした（甲46号証の49）。その結果、日建連の統一献金は従前のような団結を示す形での支払いはなされず、2000年4月中頃から4月末頃の時期となっている。公共工事費抑制が日建連の要求

だけでは実現しないと思われたために、日建連の意思統一も十分でなかつたのであろうと思われる。しかし、前記⑥のごとく印紙税の廃止等の要求をしている。いずれにしても日建連の要求を実現させるため、または今後とも日建連の要求について特別の配慮を要請するための献金であったと思われる。

(5) 自民党は建設業界の公共事業費の大幅追加や補正予算等の要求を政権政党の立場から政府の予算案に取り入れた。

① 「ゼネコン国家」あるいは「土建国家」という言葉があるように、日本の財政に占める公共事業関係費の比率は他の国々に比べて際だって高い。日本の一人あたり土木工事 (civil engineering works) の実質支出は、1996年現在で、アメリカ合衆国の2・4倍、EU平均の2・7倍に達している (OECD, 1999、5頁、154-155頁)。OECDの統計から、サミット主要5カ国を比較すれば、政府部门のなかに公共事業が占める比率は日本がとびぬけて高い (OECD, 1998)。公共事業をもって需要拡大を図る政策は過去に何度も繰り返されてきたが、最近になるほど公共事業の需要創出効果は弱まってきている。にもかかわらず、最近は不況対策のための財政出動で、公共事業関係費は空前の規模に膨らんでいる。

② 不況で税収が大きく落ち込んで、以前からの財政赤字が拡大しているもとで、主要経費を維持しながら前記のとおりの大規模な公共事業支出を含む緊急景気対策を実施しようとすれば、結局、国の借金である国債への依存度を高めるしかない。

1996年(平成8年)6月末日段階の国の「国際及び借入金残高」は約334.1兆円であった(甲50号証の2)。その後、1997年(平成9年)6月末日には362.5兆円と、28.4兆円が増えた(甲50号証の3)。1998年(平成10年)には400.1兆円(甲50号証の4)。1999年(平成11年)6月末日には460.6兆円(甲50号証の5)。2000年(平成12年)には502.3兆円(甲50号証の6)と、この4年間で168.2兆円が増加した。実際、国債依存度は、1998年度の実績で40.3% (34兆円)、99年度2次補正後で43.9% (38兆61

60億円)に達した。2000年度予算では、国債の償還費と利払いに充てられる国債費として約22兆円(歳出の25・8%)が計上されていた。国と地方を合わせた長期債務残高は、2000年度末には645兆円(国民一人あたり約510万円の借金)に達した。

③ このように、ゼネコンが統一的な巨額献金を自民党に支払い、それを受けた自民党はこのゼネコンの要求実現のために政府に働きかけた結果が、以上の借金財政なのである。

(6) 結論

以上のように、本件日建連統一献金は、日建連が業界の要求を政権政党に出し、その実現のために、または実現したことへの対価として、あるいは今後とも日建連の要求に対する特別の配慮を求めるための献金である。これは、政権与党の政策を左右することにより政府の政策を金で左右する、あるいは「買収」する献金であるか、またはその疑いがきわめて濃厚な献金である。これほど、業界の露骨な要求を出しそして献金するやり方は、他の業界の企業献金とは異質である。

第2 本件日建連統一献金は日建連の業界の要求を実現するため、あるいは実現してもらったことへの対価、あるいは今後とも日建連の要求に対して特別の配慮を要請するの献金であり、このような献金は著しく社会的に相当でなく、公序良俗に違反する

1 法案に対し反対、修正するため政権政党へ献金することは、著しく社会的に相当でなく、公序良俗に違反することは明らかである。

(1) 独占禁止法の改正等の法案に対する日建連の与党への働きかけ

2002年(平成14年)3月29日、独占禁止法の改正について検討を行う旨の「規制改革推進3カ年計画」における閣議決定がなされた。公正取引委員会はこれを受けて、独占禁止法研究会措置体系見直し検討部分(座長根岸哲(神戸大学大学院法学研究科教授)等の研究会を開催した。2003年(平成15年)10月28日、検討結果(独占禁止法研究会報告書)を公表した。同年

12月1日、日建連はこの報告書に対して反対意見した（甲44号証の2）。これらの各団体等の意見を受け、同年12月24日、公正取引委員会は、「独占禁止法改正の基本的考え方について」を公表した（甲44号証の1）。

この内容の骨子は、企業の談合や価格カルテルを抑制するため、課徴金等を現行の6%からの大幅引上げ（12%）等を含む内容であった（甲44号証の10）。これに対し、OECD事務局、日弁連、消費者団体等は改正について賛成した（甲44号証の8）。

談合等で一番問題となっている建設業業界がこの改正案に強硬に反対し（甲44号証の2）、日建連は、2004年1月7日、自民党三役に業界が反対していることを説明し、党三役の理解を得た（甲44の3）。自民党独禁法調査会からも反発が出た（甲44号証の4、2枚目）。その結果、2004年の通常国会成立予定の独禁法改正案等は、日建連、自民党三役、自民党独禁法調査会等の族議員の反対により、結局提出できずじまいとなった。その後も日建連は、2004年6月25日「独占禁止法改正等に関する意見」等で反対し（甲44号証の6）、白紙に戻すことを求めた（甲44の7）。

日建連が反対しているのは、自らの加盟企業が談合等によって課徴金を課せられているからである（甲44号証の1表、甲44号証の9）。熊谷組もこの中にに入っている。

(2) 日建連が、上記のように課徴金を12%等と重くするのは反対であるとして、言論戦によって与党の国會議員ひいては法案提出者の公取委を説得し、法案の「修正」等が行われるならこれは誰も反対しない。

しかし、公取委にとって最も重大な国会審議ならびにその成立に決定的に重要な役割を担う与党国會議員に対し、仮に、言論以外の政治献金により与党に協力を求めて巨額の金が与党自民党に交付され、政府の法案が修正、廃案になったとすれば、これは言論によって政府、政党の政策を作るという民主主義の基本原則が崩壊させされることになる。

(3) 以上のとおり、特定の法案について、もし日建連が国民政治協会を通じて政権与党に巨額の金を交付すれば、このような企業献金が刑法上の賄賂罪になる

かどうかはともかく、言論によって国会での法案審議を通じて法案を修正、変更するという民主主義の公の基本秩序が破壊される。このような政治献金は公序良俗に違反することは明らかである。

2 公共事業費の増加、大型補正予算、請負契約の印紙税の免除等の業界の要求を実現するため、あるいは要求を実現してもらった対価として、または今後とも特別の配慮をお願いして政治献金を与党に交付することも同様である。

前記のとおりの個別具体的法律案を阻止、修正する場合だけでなく、業界固有の要求（例えば、公共工事を増やすために補正予算を組むこと、その額を大幅に増やせ等の要求）する場合も同様である。

何故なら、民主主義社会において、政府の政策の決定は言論によって決すべきものである。政府の政策は、国民の選挙によって選ばれた多数党＝政権与党がこれを基本的に決定する。野党の国会論議や世論の動向によって、政権与党の政策も修正、変更されることがある。しかし、その修正、変更も全て言論戦によって決されるのであり、そうでなければならない。もし、政権与党の政策がある特定の団体からの金によって左右されていたとすれば、刑法上の賄賂罪になるかどうかは別として、言論によって決定するという民主主義の基本秩序そのものが破壊されていることになる。

3 特に政権政党に対する業界ぐるみの巨額の政治献金は政権与党である自民党の政策を左右し、ひいては政府の政策を左右する危険性がある

- (1) 自民党に4～5億円の金が日建連加盟企業から入っても、自民党全体の収入の中では比率が少ないので自民党はそれに左右されないという弁明がよくなされている。

しかし、企業献金は自民党の幹事長らが自由に処分できる金である。毎年、政権政党に支給されることは大きな誘惑となる。

- (2) 自由民主党の政党の収入では、政党交付金が大幅に増加してきていることは事実である（甲7号証の1～4、A表参照）。政党交付金については、政党助成法によりその支出が厳しくチェックされ、政党が自由に分配することは著しく困難である（甲6号証ならびに甲7号証のB表参照）。

これに対し、国民政治協会から受け取る企業献金等は、自民党は政策活動費という名目で国会議員個人等に自由に分配できる金である（甲7号証のC表参照）。自民党本部が国会議員に自由に分配でき、かつそれを受けた国会議員に何に使うか法のチェックが全く入らないこの組織活動費の実態は、甲24号証、甲25号証、甲9号証のとおりである。この組織活動費名目の金については、自民党の幹事長、派閥の代表、各国会議員一人一人がその使途を全く追及されないのである（甲8号証の2）。したがって、4～5億円も毎年毎年入ることの影響は甚大である。

(3) 日建連加盟企業の献金は本件統一的献金だけではない。日建連加盟企業が国民政治協会へ直接献金している金額は次のとおりである。

- ① 1996年（平成8年） 867,015,000円（甲40号証の1）
- ② 1997年（平成9年） 519,750,000円（甲66号証の1）
- ③ 1998年（平成10年） 590,872,000円（甲40号証の2）
- ④ 1999年（平成11年） 499,593,000円（甲40号証の3）
- ⑤ 2000年（平成12年） 441,618,000円（甲40号証の4）

このように、毎年毎年継続的に日建連加盟企業から自民党本部（または建設族議員）に献金があると、自民党がそれに依拠し、政権政党の政策が左右される。その結果、政府の政策が左右される危険性が大である。

一審被告が、上記のような巨額の献金が政府の政策を左右しないというなら、何億円かの金を毎年毎年受け取りながら政権政党＝政府の政策には影響がないということを反証すべきである。しかし、一審被告は一切それをしない。

4 本件日建連統一献金は公序良俗に反する

よって、業界の要求を実現するために、または実現してくれた対価として、または今後とも業界の要求について特別な配慮を求めて政権政党にする献金は、政権政党の政策を左右し、ひいては政府の政策を左右する危険性がある献金である。

このような献金は社会的に著しく相当性を欠く行為であり、公序良俗に反し、民主主義社会では許されない。

第3章 本件日建連統一献金についての取締役の善管注意義務違反

第1 政権政党への巨額の政治献金の弊害

1 政治献金には一般的に次のような特質がある。

イ. 政治献金の無償性である。

政治献金は企業への見返りを期待してなすことができない性質の寄附である。通常の事業活動は営利追求のためになすのに対し、政治献金はそうではなく又はそうあってはならないのである。

ロ. 政治献金は通常の事業活動と異なる。経済ルールである費用と効果の関係が全く説明できない性質のものであるからである。

すなわち、通常の事業活動の場合は、これだけの費用を支出（投下）すればこれだけの利益効果が出るということが経済的に予測可能である。しかし、政治献金は、これだけの金を政党に寄附すればその会社にとってこれだけの利益、効果が生じると予測することは経済的に不可能である。しなかつたからといってその会社に損失が生じると予測することも経済的に不可能である。

ハ. 社会貢献活動とも異なる

政治献金は個人の選挙における投票の自由と裏表をなすものであり、かつ極めて政治性が高いものであるから、個人の思想、信条と結びつく事柄である。すなわち、政党への政治献金はイデオロギーの問題であり、必ず対立する問題である。これに対して社会貢献活動は、圧倒的多数の人々が賛同する行為である。

2 政党への政治献金は必ず弊害がある。

政治献金は直接その政党そのものを支え、競争政党に敵対する極めて排他的性格を有する支出であるからである

(1) 政党は政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体で、かつ特定の公職の候補者を推薦し、支持し又はこれに反対することを目的とする政治団体（規正法3条1項）のうち、国会議員等を有するもの（政治資金規正法3条2項）であると定められている。

広辞苑によると「政党とは、共通の原理、政策を持ち、一定の政治理念実現

の為に政治権力への参与を目的に結ばれた団体である」とされている。

この法律上ならびに政治学上の政党の各定義からみても抽象的一般的に議会制民主主義とか市場主義という理念だけではなく、時々の政治上の主義や施策に賛成、反対等で対立、競争することを本質的に有する団体である。

その点では政党の存在そのものは極めて党派的であり、政治的であり、対立、競争する反対政党の存在を前提としている（この対立、競争がなければ独自の政党として存立基盤がなくなり、その政党は合同するか、一方は消滅する本質を有している）。

- (2) 議会制民主主義とは政党が政権を掌握し、これを運営して動く政治システムであり、時々にはその交替があることを前提としている。各政党は政権奪取を目的としており、それを目的としない政党はない。

政党が2つ以上存在するとすれば、それはお互いの政治上の主義や施策の違いで対立しているのであり、これが政党の政党たるゆえんである。

この一方の政党に献金することはその対立、競争関係に立つ、他方の政党に反対することを直接意味する弊害を有している。

同じ無償の寄附である社会貢献活動とは基本的に異なる点である。

- (3) そして献金額が多くなるほどこの弊害が生じる性質のものである。

3 与党への巨額の政治献金は政府の政策を左右する危険性、弊害がある。

- (1) 企業献金一般は上記のとおりの特質があり、かつ上記弊害を有している。業界で統一的に政権政党へ行う巨額の献金は、前記に述べたとおり公序良俗に反する危険性がある。

ゼネコン業界をあげて特定の政党に巨額の献金をすると、その政党はその業界の金に依存し、その結果、その業界の要求に対して積極的に応じるようになり、そのためにまた業界は献金を繰り返す。とりわけ、業界をあげての献金は巨額であるが故に、その影響力で、個々の国民の「言論」によって政党が政策を実現するという民主主義の根本原則を崩してしまうこととなる。

- (2) 国と請負関係に立つゼネコン業者が業界をあげて国の公共工事費の増額、追加要求を政権政党にすると、その弊害は顕著となる。

政治資金規正法22条の3は、「国から補助金、負担金、利子補給金、その他の給付金を受けている会社はそれを受けた日から1年間政治活動に関する寄附を禁止」している。これに違反すると3年以下の禁固等刑罰でもって禁止されている（法26条の2、1項）。この立法趣旨は、国または地方公共団体から補助金等や出資等を受けている会社その他の法人が、補助金等や出資等を受けているということにより国または地方公共団体と特別な関係に立っており、その特別な関係を維持または強固にすることを目的として不明朗な政治活動に関する寄附がなされるおそれがあるので、それを防止しようとするものである（「政治資金規正法第2次改訂版」ぎょうせい196頁）。

国等の公共工事を受注することにその企業の存立が関わっているゼネコン業者が、国の公共工事の増額、追加要求を求めて政権政党に巨額の献金をすると、法22条の3に直ちには違反しないが、この立法趣旨に反することになる。

- (3) 特に、業界ぐるみで統一した巨額の献金で1億円を超える場合には、政治資金規正法21条の3（寄附の総額の制限）の趣旨にも違反または抵触する。

同法は、会社の行う寄附について資本金別に寄附の総額を制限している。750万円から最高1億円までである。この寄附制限は1社あたりの寄附総額を規制し、その違反は1年以下の禁固または50万円以下の罰金となり、刑罰をもって禁止されている（法26条）。従前は、会社、団体の総額規制はなかったが、この条文が設けられたのは昭和51年であり、企業、団体の巨額の献金が政党、政治家を腐敗、汚染した結果である。

この条文が新設された立法上の根拠は、一企業が1億円を超える献金を政党等に行うと、それだけでその政党の活動への支配力は絶大となる。そのため、その政党への影響の甚大さを少なくするために制限したものである。金額の大きさに着目して、1億円以上の献金を政党等にしてはならないとしたのである。

この趣旨からすると、一企業からの献金では政党が支配されるが、業界からの献金だと政党は支配されないということにはならない。政治資金規正法

の条文上、1億円以上の献金が禁止されているのは一企業単位であるが、仮に業界が意思統一をなしてその加盟企業が特定の政党に献金するとなると、個別企業単位で見れば同法違反とはならないものの、業界単位で献金すれば1億円以上が自由に許されることとなり、同法の1億円以上を禁止した立法趣旨が没却されることになる。

その点から見ても、業界で統一した1億円以上の献金を目的として個々の企業が献金することは、法令に直接違反しなくともその立法の趣旨に違反するのであるから、そのような業界での統一的な献金は禁止またはきわめて慎重でなければならない。

第2 八幡政治献金事件、経営判断原則における政治献金の注意義務論の限界

1 八幡最高裁判決における政治献金の取締役の注意義務の限界

(1) 同判決は次のとおり述べている

① 政党の資金はその一部が不正不當に、若しくは無益に乱費されるおそれがあるにも関わらず・・・・その使途を限定する等の防圧の対策を講じないまま漫然と寄附したのであるから忠実義務に違反すると上告人らは主張するが、そのような主張は原審において主張もなく、立証もない（政党への寄附は定款に違反し、公序に反するから忠実義務に違反すると主張しているだけで、被上告人の具体的行為を云々するものではない）。

よって、忠実義務違反に関する論旨は前提を欠き是認できない。

② 取締役が会社を代表して政治献金の寄附をなすにあたっては会社の規模、経営実績、その他社会的経済的地位及び寄附の相手方など諸般の事情を考慮して合理的な範囲内においてその金額等を決定すべきであり、その範囲を超えて不相応な寄附をなすがごときは取締役の忠実義務に違反する。

③ 原審の認定した事実に即して判断しても本件寄附は合理的範囲を超えたものとすることはできない。

(2) 最高裁八幡政治献金事件の争点は、「定款」に違反するかどうかという争点であった。政党への政治献金の弊害を考慮せず漫然と寄附したという主張立証は

していないのである。上記②の政治献金の支出にあたっての注意義務論も原被告がお互いに主張しあって結論に達したものでないので、八幡政治献金事件の注意義務論は限界がある。政治献金が無償の寄附であるので定款に違反する=政治献金の会社、株主に対する対内的効果の点が争点であった。会社の規模、経営実績・・・を考慮して合理的な範囲内でその金額を決定すべきと論じているのは、企業の対内的側面だけを考慮してその金額を決定すべきとしているのである。したがって結論においても、会社にとって分相応でない「不相応な寄附」を違反としているだけである。その点では、最高裁八幡政治事件の注意義務論は、本件日建連統一献金事件のごとき企業の献金が対外的に弊害がある場合の審査基準となるものではなく、また、してはならないのである。

2 経営判断原則論の誤りと限界

(1) 日本生命、住友生命事件（乙1号証、乙7号証）の善管注意義務論

この両判決は、次のとおり政治献金についての注意義務論を展開した。

「事業を営むにあたっては、時々刻々変化する諸々の要素を適格に把握して総合評価し、時期を失すことなく経営判断を積み重ねていかなければならぬから、経営の専門家である取締役がその職務を遂行するにあたっては、広い裁量が与えられているものといわなければならない。したがって、取締役に対し、過去の経営上の措置が善管注意義務違反であるとしてその責任を追及するためには、その経営上の措置を執った時点において、取締役の判断の前提となつた事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあったか、あるいはその意思決定の過程、内容が企業経営者として特に不合理、不適切なものであったことを要するものと解するのが相当である。」

(2) 政治献金の支出に際して、通常の事業活動と同一の注意義務論で処理することは、前記第3章第1、1及び2の政治献金の特殊性を考慮していない点で正しくはない。特に、事業活動への支出については、前記のとおり費用対効果の関係をはっきり認定することができる。しかし、政治献金の場合、その対比ができるない。対価を求めてはならない企業献金の支出に対し、しなかった時の損失はどれだけあるかということは比較考慮することができないからである（す

るのが論理矛盾となる)。さらに、献金を受けた政党に献金額相当の利益が生じたとしても、反対に、競争、対立関係に立つ政党にはマイナス要素となるのであるから、なおさら社会的にも効果があると判断することは困難である(災害活動等の社会貢献活動の寄附の場合は受けた側にはそれだけ経済的にプラスに働くが、受けなかった側との競争、対立関係はならない)。このような事実を全く考慮しなかった点に上記判決の欠陥がある。

(3) 生保業界の献金と本件日建連統一献金との差

日生・住生事件における生命保険会社は政権政党との間で自らの業界要求を出してその実現のために自民党と交渉する等の事実がなかった。また、業界の献金総額も平成7年だけ1億5660万円であり、平成8年9324万円、平成9年9112万円、平成10年7490万円の1億未満であった。(乙1号証8頁参照)。したがって、本件日建連統一献金のごとく1億円をはるかに超える献金でもなく、また、生保業界は日建連のごとく国との関係で特別な請負契約関係に立っていないかったので、生保会社が主張しているようにいわば「クリーンな献金」であった。

したがって、本件日建連統一献金を生保業界の献金における前記判例の取締役の善管注意義務論で処理することは妥当ではない。

第3 以上の事実から、政権政党への巨額の政治献金にあたっての取締役の注意義務の内容は次のとおりである。

- 1 会社の取締役は、政権政党等への政治献金をするに際して、政治資金規正法等法令の範囲内であれば、取締役が何らかの「有用性」があると判断すれば自由になし得るわけではない。

そもそも、政党等への政治献金は前記のとおり弊害を有している。とりわけ、政権政党への国と請負関係に立つゼネコン会社の献金は、その政策を金額如何では左右する危険性がある。一企業だけでなく、業界全体での与党への巨額献金も与党の政策を通じて政府の政策をも左右する危険性がある。そのような巨額献金についての弊害面を慎重に検討し、その弊害面が少しでもある場合にはそのよう

な政治献金を中止すべき注意義務がある。

何故なら、政権政党の政策を業界全体で左右すれば、政府の政策にそれを反映させ、政府の政策を業界全体で金で左右または買収することになり、民主主義の根本秩序に反することになるからである。

この場合の業界全体の献金が政権政党の政策を左右するかどうかのメルクマールは、政治資金規正法21条の3（寄附の総額規制の制限）の最高1億円以上を大幅に超えるかどうかが基準となる。この条文の立法趣旨は、一企業で1億円を超えると政党の政策を左右する危険性があると考え、刑罰でもって禁止しているほどであるから、各社が統一的の意思のもとに1億円を大幅に超える献金をした場合にも同様の危険性があるからである。この場合は本条文に直接違反しないが、この立法趣旨に反することになるからである。

政権政党への献金が直ちに政府の政策を左右するかどうか因果関係に疑義がある場合であっても、政権政党への政治献金をするかどうかは慎重に検討すべき注意義務がある。そのような慎重な審査をしない政権政党への献金は、取締役の注意義務に違反する。

2 以上を前提にすると、国と請負関係に立つ会社の取締役が政権政党への政治献金を行うか否かの審査基準は次のとおりである。

イ. 法令または定款に違反するかどうか

ロ. 仮に法令、定款に違反しなくとも、企業、業界の要求を実現するため、あるいは企業、業界の要求が実現したことへの対価、あるいは今後とも企業、業界の要求に対し特別の配慮を求める等の献金であるかどうか。

ハ. 業界ぐるみの政権政党への寄附は、政治資金規正法21条の3に違反しなくとも、その立法趣旨から見てそれに実質上違反または抵触していないかどうか。

をまず審査すべきであり、もし上記イ、ロ、ハのひとつにでも該当すれば政権政党への政治献金をしていはならない注意義務があるのである。

仮に、日建連から自民党への寄附を求められた場合でも、

イ. 日建連が自民党に要求していることとの関係で上記ロの基準をクリアーで

きるのか。

口、日建連加盟企業が統一的に寄附する金額は1億円を大幅に超えるのか否か。について慎重に審査し、それをクリアできない場合は献金を中止すべきである。また、以上の審査を行わず漫然となす政治献金はずさんな献金であり、善管注意義務に違反すると解すべきである。

3 一審被告らの審査の実態と善管注意義務違反

(1) 松本良夫本人は次のとおり述べている。

十日会からの熊谷組への要請手順は次のとおりであった。

「総務部から十日会に社員が行っております。そこで協議された数値、目安と
いうんですか、金額を総務の担当が聞いて社内へ持ってきます。」

そして、それは秘書部に伝えるわけですか。

「はい、そうです。」

秘書部から副社長及び社長あてに決裁の稟議書というのが上がるわけですか。

「はい、そのとおりです。」

(松本良夫調書25頁)

その秘書部から上がってくる書類には、どんなことが書いてあるんですか。

「国民政治協会からの要請によりという感じで来ていると思います。」

具体的には、どんなことを書いてあるんですか。

「詳しくは覚えておりませんが、要請があったということだけだったと思
います。」

金額はどうなんですか。

「金額は、要請あった金額が来ております。」

そうすると・3月30日に決裁があった1867万2000円という数字が十日会で決ま
ったから、これを熊谷組でも献金したいがどうかと、こういう形で秘書部から副
社長を通してあなたに来ているんですね。

「はい、そうです。」

それ以外のことは書いていませんか。

「書いてありません。」

(同調書 26 頁)

十日会で、自民党に対し、総額どれだけの献金をするかという問い合わせに対しては、

その中には、日建連、十日会で総額自民党に対してどれだけの献金をするかというような数字は書いていないですか。

「これには書いておりませんが、十日会で協議されたと聞いております。」

あなたの稟議書の中には出ていないんですか。

「出ておりません。」

あなたの方の稟議書が上がってきたときには、じゃ日建連全体でどれだけの総額を自民党にするからという数字は、一切あなたはわからないわけですね。

「わかりません。」

(同調書 27 ~ 28 頁)

十日会で議論された内容についても、

あなたは、この3月30日の十日会で議論された内容というのを聞いていらっしゃるわけ。

「聞いておりません。」

(同調書 27 頁)

十日会に要請があったというのはいつごろの話なんですか。国民政治協会か自民党というのがこのときあったというのは。

「わかりません。」

それも聞いていないんですか。

「はい、記憶にありません。」

平成11年もあなたの方の会社が献金していますけれども、十日会に国民政治協会か、または自民党から要請があったのはいつかと、こういうことも御存じないですか。

「はい。」

平成12年、あなたが決裁されたものも同じですか。

「はい。」

一般的な話、あなたが知っている範囲で結構ですけども、十日会に要請があるのは国民政治協会ですか、それとも自民党ですか。

「国民政治協会です。」

国民政治協会、どなたさんから要請があると聞いていますか。

「人の名前は聞いておりません。」

いや、役職でいいです。

「役職も聞いておりません。国民政治協会から十日会の方にあったといふことで。」

具体的にどんな要請があるんですか。

「具体的には、正確な内容は全く知りません。」

正確な内容なくして、あなたの方は、じゃ十日会で決まったんだから、これはよしとして献金したと、こういうことなんですね。

「はい。」

(同調書31頁)

平成11年9月13日の1627万7000円の献金については、

何で、じゃこの時期に献金要請があったんですか。

「それはわかりません。」

(同調書32頁)

日建連が何故この時期にどのような理由で自民党に総額献金をするのかについて、松本社長は一切審査していないことは明らかである。

日建連が自民党に対して要求していることについては、

「先ほども申し上げましたけど、十日会でどのような議論して決めているかということは、私は存じておりません。」

あなたは知らないから、あなたが献金するに当たって、そのことは考慮はしなかったということですね。

「はい。」

十日会でなぜこの時期に全体として約3億円とか5億円を献金するということを

相談した内容というのは、・・・あなたのところには報告が上がっていないんですね。

「はい。」

あなたは、じゃそのことを考慮しないで献金しているわけですね。

「はい。」

(同調書 37 頁)

(2) 善管注意義務違反の事実

一審被告は、本件日建連統一献金である前記第1(1)の献金については、前記2(2)イの審査をしたのみで、そもそもロ、ハの審査は何らしていないから、義務違反は明らかである。

第4 取締役の善管注意義務違反（仮定的主張）

仮に、政治献金の支出について経営判断原則が適用されるとしても、一審被告の経営判断はその原則を逸脱している。以下、これについて述べる。

1 経営判断の原則

(1) 経営判断原則の要件は、判例分析によれば、ほぼ次のとおりである。

経営判断の原則は、取締役の経営判断に関して注意義務違反があるか否かについて、次のような判断基準を提供している。

- ① 経営判断に具体的法令違反ならびに公序良俗違反がないこと
- ② 経営判断が「会社のため」に行われたこと
- ③ 経営判断の前提となる事実の認識に不注意な誤りがないこと
- ④ 経営判断の内容および経営判断に至る過程に著しい不合理がないこと

(2) 経営判断の原則を適用するために必要な4つの要件の検討

- ① 経営判断に法令違反や公序良俗違反がないこと

刑罰法規や商法等に違反する場合に経営判断に裁量性を与えることはできない。したがって、刑罰法規や商法等の具体的法令に違反した経営判断をし、その結果、会社に損害が生じた場合には、原則的に、取締役の債務不履行責任が生じる。

② 経営判断が「会社のため」に行われたこと

本件の場合は一応会社のためであると思われる所以、本件については捨象する。

③ 経営判断の前提となる事実の認識に不注意な誤りがないこと

経営判断をするには、判断の基礎となる資料・情報に基づく事実の認識が必要である。経営判断が適切になされるには、その前提となる事実の認識が正しいことが必要である。そのため、経営判断をするに際して、調査や必要があれば専門家への意見聴取等をして十分な資料・情報を収集する必要がある。その上で、収集した資料・情報を検討し、経営判断の前提である事実を認識することになる。

④ 経営判断の内容および経営判断に至る過程に著しい不合理がないこと

i) 経営判断の内容の合理性

その意味では、経営判断に合理性が要請されるとても、著しく不合理でない限りは、経営判断に義務違反を認めるべきではない。換言すれば、経営判断の内容が同じ企業人の目から見て明らかに不合理である場合には、経営判断の原則の適用を認めることはできない。

ii) 経営判断に至る過程の合理性

会社にとって重大な影響をもたらす経営判断は、取締役会で十分な検討の上で、経営判断が下される。

(3) 政治献金に関する経営判断をする場合に、その判断の前提の事実として認識すべき事実

本件日建連統一献金について、日建連から要請がある以上、

- ・ 国民政治協会から日建連に対し、総額いくらの寄附要請があるのか。
- ・ それに対し、日建連がどのような理由でどれくらいの献金を加盟企業に要請するのか。
- ・ 日建連が自民党、政府に具体的に要求している事柄との間で、賄賂性や公序良俗に抵触しないのかどうか。
- ・ 献金するとすれば、いつ献金するのか。

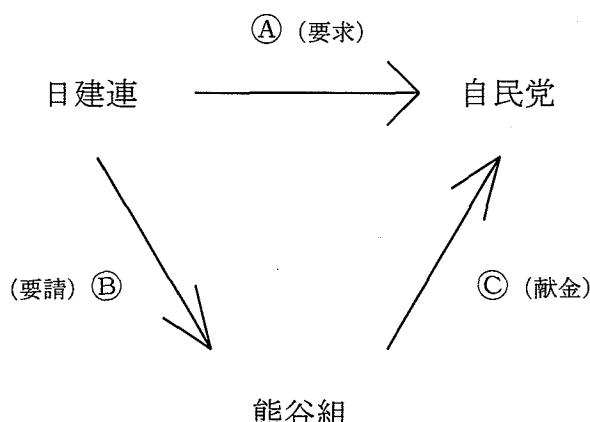
・ 自民党本部に入った企業献金は何に費消されるのか。

等の前提事実について、正確な認識をすべきである。

何故なら、政治献金に関する経営判断をする場合には、その判断の前提として、上記の事実認識なくして政治献金に関する適切な判断ができないからである。

2 経営判断原則からの逸脱

(1) 一審被告が控訴審の段階で新しい主張として展開した中に、日建連が「どのような理由で、何故その時期に、総額いくらと決めて献金するのか」という事実に対してどのように判断して献金したのかという説明は一切ない。日建連という業界で決まったから、それに応じて献金するのが妥当だと判断したということばかりを主張しているのである。しかし、前記に述べたように、日建連から要請のある献金は日建連の活動を抜きに判断することは許されない。



日建連加盟企業が統一的に献金する以上、上記Ⓐがまず基本である。その日建連加盟企業の自民党への献金理由Ⓐを具体的に審査せず、Ⓑの面だけ、すなわち決まつことだからそれを拒否するか否かという判断は日建連という統一的献金の一面を判断しただけであり、最も重要な日建連で統一的に献金するⒶという本質部分を検討していない。一審被告は、上記Ⓑ、Ⓒの面をあれこれ主張しているにすぎないのである。

(2) 1996年1月22日の275万8千円の献金について、日建連から要請を受けたから献金に応じたと主張を変更してきた。

しかし、日建連が何故この時期に個別に熊谷組に対してだけ275万8千円

という千円単位の金を要請したのか一切明らかにされていない。明らかにされていない以上、どのような経過でどのような理由で何故275万8千円なのかということを一審被告は審査していないことを示している（ちなみに、鹿島建設が3月26日に、青木建設がほぼ同じ頃に、275万8千円を国民政治協会に献金をしている事実から見ると、三社で、ある国の公共工事を受注し、ある特定の国会議員に国民政治協会を通じて迂回献金をしている疑いがきわめて高い。少なくとも、一審被告としては上記のごとき決済が上がってきた以上は、

- ・何故日建連から要請があるのか。
- ・熊谷組だけなのか。それとも同業他社にも同じような要請があるのか。
- ・何故275万8千円という金額なのか。
- ・従前行っている一斉献金と同じなのか。
- ・何故この時期に自民党に献金するのか。
- ・特定の国会議員や自民党建設族に対する迂回献金ではないのか。

等について、本件要請について十分な情報を収集した上で判断すべきであるのに、日建連からの要請ということだけで献金したというならばそれはきわめでずさんな支出であり、政治献金という慎重な注意義務が求められるべき際にそれを判断をしなかった過失がある。

(3) 1996年5月29日の1176万円、5月30日の705.6万円については、日建連からの統一的献金であることは甲40号証の1を見れば明白である。この支出についてはきわめて非合理的である。日建連が国民政治協会＝自民党に統一的に献金をするとしても、何故2口に分けてするのか。しかも5月29日は総額の62.5%、5月30日は総額の37.5%である。何故2日に分けて一斉に献金するのか、その理由が一切説明されていない。

ところで、日建連から仮に要請があったとしても、熊谷組がこれに応じる以上、一審被告としては、

- ・日建連として総額いくら自民党に寄附するのか
- ・どのような理由から日建連で統一的に献金するのか
- ・何故この時期にするのか

・何故2口に分けて連続して支払うのか

について慎重な審査をすべき義務があるが、それをしていない。

主張も立証もないとなれば、この献金について慎重な審査を尽くしたことにはならないことを示している。

(4) 1997年(平成9年)2月13日の1167万円、2月14日の金700.2万円についても、日建連が統一的に献金している(甲66号証の1、2)。

この場合についても、

・日建連としては国民政治協会=自民党に総額いくら献金するのか

・何故この時期にするのか(昨年は5月29日、5月30日であったのに、今年は2月14日、15日)

・日建連として、自民党、建設族議員にどのような要望を出し、この金が対価性=賄賂性を帯びないのかどうか

・何故2日に分けて2日に連続して分割して支払うのか

・一方は自民党建設族の議員に対する迂回献金ではないのか

等について、慎重な審査が求められるべきところ、それを一切検討した形跡がない。単に日建連の言われるがままに2口に分けて献金に応じたずさんな献金なのである。

(5) 1998年(平成10年)3月30日の162.7万円についても、日建連が統一的に献金をしている(甲40号証の2)。このような日建連の統一的献金についても、

・日建連として国民政治協会=自民党に総額いくら献金するのか

・日建連として自民党、建設族議員にどのような要望を出し、この金の交付が対価性や賄賂性を帯びないのか

・昨年までは2日に分けて献金していたのにどうして今年は1口にするのか

等について、慎重に審査すべきであるのにそれを一切していないずさんな支出である。

(6) 1999年(平成11年)9月13日の金1627.7万円(甲40号証の3)についても、前記(5)同様に慎重に審査すべきであるのにそれを尽くし

ていない。

- (7) 2000年（平成12年）4月20日の1209万円についても、上記(5)同様に慎重に審査をすべきであるのにそれを尽くしていない。

第4章 本件熊谷組固有政治献金の取締役の善管注意義務違反

第1 政治献金のずさんな支出は取締役の善管注意義務に違反する。

1 政治献金は抑制的でなければならない

政治献金は、通常の事業活動や社会貢献活動と異なる特質を有している。このような政治献金の支出が会社にとって直接の対価性が認められない無償の支出である以上、政党の政策が自由主義体制等において実績と能力があると判断したというだけでは正当化できない。そのような抽象的理由で政党への政治献金ができるとなれば、法の枠内である限り取締役の大幅な自由裁量を認めたことに等しいからである。

2 訴外会社は国の公共工事を継続的に受注するという特別な関係に立っているので、政治献金についてはなお抑制的でなければならない。

熊谷組は政治資金規正法22条の3の補助金等を給付されていないことは事実である。しかし、同条の立法趣旨から見ると、売上金の30%前後が官公庁の公共工事である（甲41号証の8、27頁以下）以上、政治献金について慎重に審査をして献金すべきである。まして、政治資金規正法12条を脱法するかのごとき迂回献金に該当する疑いがあるときは献金を中止すべきである。

3 会社が国民政治協会から寄附要請を受けた場合の注意義務

何故熊谷組だけに国民政治協会から要請がくるのか、何故要請のある金額でなければならないのか、何故この時期に献金をするのか、何故日建連統一献金以外に献金をする必要性があるのか、さらには、国民政治協会から自民党に交付されたあと何に使われるか、迂回献金ではないのか、等について慎重に審査をして、その要請に合理的理由がある時は献金に応じることは許されるが、その要請に合理的理由がない場合は献金を中止すべき注意義務があると解すべきである。

第2 一審被告の審査の実態と義務違反の事実

1 審査の実態

3月19日に200万円献金をしているんですけれども、これは日建連とは別なんですね。

「はい。」

それは、どういう要請があったんですか。

「これは、国民政治協会から直接秘書部にあったと聞いております。」
何と言って。

「寄附の要請としてです。」

寄附の要請としてって、寄附をしてくださいと、こういうことなんですか。

「はい、そのとおりです。」

金額は。

「これは200万円だと思います。」

200万円してくださいと。

「はい。」

(同調書40~41頁)

熊谷組以外に数社、ここで200万円した企業とか若干ありますから、この前後のところに。A社、B社、C社及び熊谷組に対しての献金を今国民政治協会は要請していますと、ぜひ御協力をお願いしますと、こういう要請があったんですかと聞いている。

「今のおっしゃった意味は、他の会社の名前もあったかということですか。」

そう。

「それはなかったと思います。」

そうすると、あなたの会社自体の判断では、国民政治協会が直接あなたの会社に要請に来たら、何でうちだけだということになるんじゃないんですか。

「私は、特別にそこに疑問を感じませんでした。」

感じなかつたので、国民政治協会から言われるままに、まあいいだろうということで決裁をしたと、こういうことですか。

「はい。」

それ以外の理由はないんですか。

「はい。」

甲第40号証の4を示す

4月27日に20万円をしていますね。

「はい。」

これは、だから要請があったんですか。

「これも国民政治協会と聞いております。」

どういう要請があったんですか。

「一般的に寄附の要請があったと。」

あなたの会社は、じゃ国民政治協会からあれば、みんな言われたままに寄附しているんですか。

「国民政治協会につきましては、先ほど言ったように趣旨に協賛しておりますので、特に金額的にも大きくなかったんで、していると思います。」

20万円ですからね。

「はい。」

ただ、4月20日にあなたの方が1209万円しているんですよ。その後何でまた追加来るねんと、普通やつたらだれでも疑問に思いますけどね。4月20日の1週間後ですよ、これ。あなたは疑問に思わなかったの、それは。

「疑問に思いませんでした。」

(同調書41～42頁)

さらに、自民党に献金された金は何に使われると理解していたのかという問い合わせについて、

選挙に使われないというのは、自民党に行った金は、じゃ十日会の金は別に置いておいて、参議院選挙の方には使わないと、こういう形で置いてあると、こういうふうに理解していたんですか、あなたは。

「私は、政策活動等に使われるもの信じておりました。」

何に使うかについて自民党に委ねて委たのではないかという問いに、

それ以外の目的に使われるかどうかとかいうのは、あなたは一たん寄附をした以上は何に使うかということについては自民党に任せているんじゃないですか。

「はい。」

任せていますね。

「ちょっとお待ちください。私は、あくまで政策活動に使われるものと信じておりますので。」

(同調書 35 頁)

自民党に行った金が各国会議員に、一人一人に政策活動費として配られているということは御存じではなかったですか。知らなかつたですか。

「そういう考えは持っておりませんでした。」

(同調書 36 頁)

2 ずさんな支出であり、善管注意義務に違反する。

以上の一審被告の審査実態を見ると、国民政治協会から寄附の要請があったので寄付に応じただけである。前記記載のとおりの注意義務を何ら尽くしていない。

また、自民党に入った金が何に使われているのかについても、「政策活動に使われていると信じている」と述べているだけで、自民党の国会議員一人一人に配布されその使徒が不明となっている事実についても何ら審査していない。むしろ、自民党に交付された企業献金は国会議員一人一人に配布される金であるという政治資金の誤った認識のもとに献金をしているのであるから、審査を尽くしていないずさんな支出であることが判明する。

よって、その善管注意義務違反は明らかである。

第3 経営判断原則からの逸脱もある

1 前記第1章第1、2の献金について、一審被告は全て国民政治協会から要請を

受けて献金したと主張している。

2 国民政治協会は、約1万人の法人と約800人の個人会員が会員登録をしており、個人献金5億円、企業、団体献金41億円等、計74億円を集めて自民党に寄附している政治団体である（甲10号証の1～3）。

このような企業献金を統一的にしている団体が、ある特定の企業に対してある特定の金額の要請を行うことは一般的に考えられない。

通常、国民政治協会が個別企業へ直接要請する場合は年会費等の費用負担であると思われるが、法人企業は年間1口5万円くらいである（甲10号証の3、4枚目の法人会費欄参照）。

熊谷組は、上記個別献金のうちどれが年会費であるかの主張も立証もないで、一般寄附と考えざるを得ない。そうすると、前記のとおり、国民政治協会が約1万社もある企業の中の特定の企業に対し、500万円、100万円、2.4万円などと要請することはあり得ない。あるとすれば、結局のところ、国民政治協会を通じての個別国會議員に対する迂回献金であると考えざるを得ない。

迂回献金とは、企業が自民党の国會議員または国會議員が主催する政治団体（政党支部等）に対して直接支払うと賄賂性が認定または疑われるため、国民政治協会の事務局と自民党の事務局が事前に了解して支払うやり方である（甲48号証の1～4）。このような報道は日歯連の件であるが、前記熊谷組の個別献金を見ると、単に国民政治協会から要請があった献金という認定をすることはできない。

このように、もし国民政治協会を通じての献金要請があったとすれば、

- ・ 何故国民政治協会から熊谷組に対し献金要請があるのか
- ・ 他の企業に対しても要請があるのか
- ・ 何故この時期で、何故そのような金額なのか
- ・ 企業と国會議員との迂回献金でないかどうか
- ・ 自民党に交付された後、何にこれが使われるか
- ・ 他の競争政党に対する弊害がないのか

等の事実について、「前提となる事実」について正確な情報を収集して献金をすべ

き注意義務があるはずである。

しかし、一審被告らは上記のような具体的な審査を尽くさず、国民政治協会からの要請だということのみで安易に、しかももずさんに寛容した注意義務違反がある。

第5章 結論

よって、本件政治献金については、一審被告に対して支払義務を認めるべきである。